

令和3年度行政評価等プログラム

総務省

令和 3 年度行政評価等プログラム

総 務 省

令和 3 年度の行政評価局調査テーマ及び行政評価局業務の運営方針について、以下のとおり定める。

なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 13 条に規定する計画は、別紙のとおりとする。

1 行政評価局調査テーマ

令和 3 年度中に着手を計画する行政評価局調査のテーマは、次に掲げる表のとおりとする。ただし、次表のテーマ以外について、関係機関の要請や迅速に明らかにすべき行政上の課題がある場合には、速やかに対象を特定し、柔軟に体制を組みつつ、機動的に必要な調査に取り組むものとする。

調査のテーマ・対象については、これらを取り上げる端緒となった行政相談や各地の情報を踏まえつつ、関係する行政についての課題や注目すべき社会の実情を明らかにする調査・分析を行い、必要な評価を加え、行政の改善につなげることとする。

また、今後 2～3 年間は、調査のテーマ・対象の内容に応じ、①行政における「デジタル社会」の形成の取組（マイナンバー（カード）の活用を含む。）の促進、②様々な行政において活用されている「計画策定」という手法、③様々な公的活動について私人等に担ってもらい、いわゆる「行政ボランティア」についても焦点を当てるよう心掛けることとする。

なお、ポストコロナの新たな時代の要請に象徴されるように、行政の多くの取組にも大きな変化への迅速な対応が求められている。このような認識に立ち、調査に当たっては、これまでの取組が前提としていた状況と現状との乖離にも目配りしつつ、政策担当者や政策に関心を持つ国民に対し、有益な情報を提供することを旨とする。

令和3年度行政評価局調査テーマ

早期に着手するもの	左記以外のもの
<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊の災害派遣 ○農業分野における災害復旧の迅速化 ○生活困窮者の自立支援対策 ◎不登校・ひきこもりの子供支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の道路啓開 ○<small>りっこう</small>陸閘の管理 ○一人暮らしの高齢者に対する見守り活動 ○指定管理者制度 ○墓地行政 ○社会情勢の変化への補助金等における対応 ○政府職員に対する情報セキュリティ教育 ○スマート農業 ○外国人の日本語教育
<p>(参考) 令和4年度以降に実施を検討している調査テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ため池の安全対策等 ○家畜伝染病対策 ○防災気象情報 ○災害時における有害化学物質の流出拡散防止対策 ○成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進事業) ○ヤングケアラー ○遺留金 ○夜間中学の外国人教育 ○マンション管理 ○高齢者居住安定 ◎生活エリアにおける交通安全対策 ○フードバンク活動 ○美容医療広告の規制対策(ウェブ広告) ○都市農地の保全・活用 ○森林経営管理 ○海洋汚染対策 	

(注) 1 上記表中「◎」は「総務省が行う政策評価」を、「○」は「行政評価・監視」を示す。

2 上記表中に掲げたテーマは、調査の企画・検討の過程で明らかになったニーズや緊急のニーズを踏まえ、必要に応じて、年度途中においても、適時、見直すこととする。

2 行政評価局業務の運営方針

(1) 行政評価局調査

令和3年度中の調査の運営に関しては、政策評価審議会の提言（令和3年3月17日。以下「提言」という。）を踏まえ、関係機関による迅速な対応・改善の実施につなげることを重視し、以下のように取り組むものとする。

ア 調査の迅速化

調査開始から調査結果の公表までを原則1年以内とすることを徹底する。調査の計画はこれを基本として立てるとともに、調査途上においても、状況に応じて調査を柔軟に見直すものとする。

イ 各地の調査結果活用の重視

管区行政評価局等の地域における役割を更に果たすことを重視し、管区行政評価局等による調査の取組を積極的に行うとともに、全国で行った調査の各地における調査結果の速やかな公表を工夫するものとする。

ウ 公表方法の工夫

イの公表については、従来の「結果報告書」の形式にこだわることなく、随時のレポートや中間報告、イの各地における公表などの方法を工夫することを可とする。

エ データの重視等

有識者の知見を求める取組、研究やデータの収集に努めるものとする。また、結果公表に当たっても、利用者の便を考慮し、データや説明の充実に努めるものとする。

(2) 政策評価の推進

令和3年度中の政策評価の推進に関しては、提言を踏まえ、以下のように取り組むものとする。

ア 多様な評価手法の活用方法等の検討

画一的に実施されている目標管理型評価を見直すとともに、多様な評価手法を政策の特性等に応じて最適に組み合わせる方法を検討する。また、政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直し等を進めるための取組を行う。

これらの検討や見直しは、評価作業の合理化及び政策の企画段階における評価の活用促進を目的とし、その際、各府省との意見交換や現場の運用実態の把握を行いつつ、政策評価審議会の委員を始めとする学識経験者等の知見を活用する。

イ エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進

EBPM の思考や分析手法を積極的に活用する。このため、外部有識者、関係府省及び総務省が連携して行う政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究に引き続き取り組む。その際、令和 3 年度は、仮説構築と検証のためのデータ把握を有機的に連携するための実践的な方法の向上を重視するものとする。

実証的共同研究や外部有識者等との連携により得られた知見等については、研修や政策評価担当官会議等を通じて、各府省との共有を進める。

また、外部有識者の知見を積極的に活用することが重要である。現在行政評価局が委嘱しているアドバイザーは、各府省からの求めに応じて相談を受けることとしているが、このような専門家に相談できる仕組みの活用促進を図る。

ウ 政策評価の点検（別紙 1(2)に定める評価活動）

政策評価の推進のために取り組んできた規制及び租税特別措置等に係る政策評価の点検については、各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するため、対象とする政策の特性を踏まえつつ実施する。公共事業評価に係る点検については、これまでに主要な事業区分を一巡したことから、作業の合理化という観点も踏まえ、令和 3 年度は、各行政機関の評価情報の収集・提供や、今後の在り方の検討等を行うが、横断的な点検は行わないこととする。

エ 政策評価に係る研修等の実施

政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。その際、新型コロナウイルス感染症対策として実施したオンラインによる研修の経験等も踏まえ、効果的な方法で行うものとする。

また、「政策評価ポータルサイト」を活用し、国民等への情報提供を行う。

(3) 行政相談

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がもたらした生活の変化、近年多発する大規模災害、我が国に在留する外国人の増加など社会の変化に対応しつつ、個々の相談事案への真摯な対応、困っている方々のニーズに応ずる積極的な情報提供に取り組む。

また、特に以下の取組を行う。

ア 地方公共団体など関係機関との連携促進

行政相談委員への協力を依頼する総務大臣から都道府県知事・市区町村長への大臣メッセージの発出を契機として、各地で担当者の異動や周

知不足により連携が薄れてきている実態のある機関などとの間で、連携を改めて強化する活動を展開する。その際、行政相談委員の協力を得て行うものとする。

イ 行政相談委員制度 60 周年を契機とする活動

令和 3 年度は、行政相談委員制度が 60 周年を迎えることから、この機を最大限活用し、委員の士気向上、全国的・集中的な国民への広報・啓発活動を展開することにより、行政相談及び行政相談委員制度への理解の深化と利用の促進を図る。

ウ 相談活動のデジタル化促進

ポストコロナの相談対応ニーズを視野に入れつつ、ICT を活用したりモート相談、AI の導入など、新たな時代の相談対応に取り組む。

エ 相談情報等を活用した行政の制度・運営の改善

行政相談事案及び行政相談委員意見から得られた情報から行政上の課題を導き、必要に応じ、行政苦情救済推進会議の活用、行政評価局調査との連携などを通じ、行政の制度・運営の改善を促進する。

オ 国際協力の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下における我が国の行政相談の経験の紹介等を通じ、海外の苦情処理機関との知見の共有を図り、国際的な貢献に努める。

3 その他

本プログラムについては、令和 4 年度当初までに見直すものとする。

(別紙)

総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条の規定に基づき、令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく評価に関して、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 統一性・総合性確保評価に関する活動方針（政策評価法第 12 条第 1 項の規定によるもの）

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要がある政策について積極的に実施する。

また、証拠に基づく政策立案（EBPM）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第 12 条第 2 項の規定によるもの）

政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。

① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善方策の検討状況も踏まえつつ、点検の一段の見直し・改善に向けた検討を行う。

2 令和 3 年度から 5 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ

令和 3 年度に実施するテーマは、「不登校・ひきこもりの子供支援」とする。また、令和 4 年度及び 5 年度に実施するテーマについては、「生活エリアにおける交通安全対策」に係る調査の具体化を検討する。

3 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。

(2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。

(3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。

参 考 资 料

目 次

【行政評価局調査テーマの概要】

○ 自衛隊の災害派遣	1
○ 農業分野における災害復旧の迅速化	2
○ 生活困窮者の自立支援対策	3
○ 不登校・ひきこもりの子供支援	4
○ 災害時の道路啓開	5
○ 陸 ^{りっこう} の管理	6
○ 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動	7
○ 指定管理者制度	8
○ 墓地行政	9
○ 社会情勢の変化への補助金等における対応	10
○ 政府職員に対する情報セキュリティ教育	11
○ スマート農業	12
○ 外国人の日本語教育	13

※ 「行政評価局調査テーマの概要」の各欄の内容については、変更があり得る。

【政策評価審議会提言（令和3年3月17日）】

○ 提言のポイント	15
○ 提言の概要	17
○ 提言本文	23

行政評価局調査テーマの概要

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	自衛隊の災害派遣
<p>○ 近年、台風・豪雨・地震等の大規模災害が頻発する中、防衛省は、天災地変等の災害に際し、人命・財産の保護を目的とする応急的な救援活動として、自衛隊の災害派遣を実施</p> <p>○ 自衛隊の災害派遣がより有効に機能するためには、防衛省・自衛隊と地方公共団体との緊密な連携が必要となるが、過去の大規模災害後の国・地方公共団体の検証結果をみると、地方公共団体の派遣要請時等における課題が指摘されているものもみられる。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、被災者に対する支援をより効果的に届けるための環境の整備に資する観点から、防衛省・自衛隊と地方公共団体との間における過去の災害派遣時の連携状況や、平素からの連絡・調整状況等の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の災害派遣活動の内容には、被害状況の把握、避難の援助、捜索救助、水防活動、道路啓開（がれき等の除去）支援、応急医療、防疫、緊急輸送、炊飯・給水等がある。 ・ 自衛隊の災害派遣人員数は、東日本大震災のあった平成23年で約1,074万人、西日本豪雨のあった平成30年で約119万人、東日本台風のあった令和元年で約106万人と近年の災害の頻発とあいまって多くの人員が割かれている状況 	
想定調査項目	<p>① 過去の災害派遣時における防衛省・自衛隊と地方公共団体との連携状況</p> <p>② 災害発生に備えた防衛省・自衛隊と地方公共団体との平素からの連絡・調整状況等</p>
調査等対象機関 (予定)	防衛省、内閣府、総務省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	農業分野における災害復旧の迅速化
<p>○ 近年、台風・豪雨・地震等の自然災害が多発し、住民の生活に不可欠なライフラインのみならず、農地やため池・水路・農道等の農業用施設にも甚大な被害を及ぼしている。</p> <p>○ とりわけ激甚災害に指定されるような大規模自然災害が発生した場合、被災した農地・農業用施設の復旧に要する期間は長期化する傾向にあり、耕作期に間に合わず、営農再開を諦める農家も発生する。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、被災農家が一刻も早く営農を再開できるよう、農林水産省等による被災地支援の状況や災害復旧工事に至るまでの業務プロセス等について調査し、実態を踏まえた課題を整理する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地・農業用施設が被災すると、道路・河川などのライフラインが被災した場合と比較して、1箇所当たりの事業費は小さいものの、被災箇所は広範囲にわたり、膨大な箇所数に上る。 ・ 被災した自治体は、まず、避難所の設置・運営やライフラインの復旧といった「人命救助・ライフライン復旧」に取り組み、その後、期日を置かずして、農地・農業用施設の復旧といった「生業再建」に取り組む。その結果、生業再建の段階では、業者の確保等に手間取り、総体的に災害復旧に要する期間が長期化する傾向にあり、発災後約3年後時点での復旧状況は、熊本地震（平成28年4月発生）で約6割（熊本県農林水産部「農業農村整備情報誌」を基に総務省が計算）、九州北部豪雨（平成29年7月発生）で約3割（日本農業新聞記事より抜粋）となっている。 ・ 災害発生時に、農林水産省は、被災地からの支援要請に対応するほか、専門技術・知識を有する職員で構成されるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイsteam）を積極的に派遣し、迅速な被害状況の把握や被災地の早期復旧のための技術支援等を行っている。 ・ 被災箇所を原状回復させるための災害復旧事業には、国庫補助によるものと、地方公共団体の単独事業がある。 	
想定調査項目	<p>① 国による被災地支援の現状・課題</p> <p>② 市町村による災害復旧事業の現状・課題</p> <p>③ 今後の災害発生に備えた、平素からの取組の現状・課題</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、農林水産省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	生活困窮者の自立支援対策
<p>○ 失業や病気、家族の介護など様々な理由から、生活困窮に陥る者が存在。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による解雇や雇止めが増え、生活困窮者からの相談、住居確保給付金の申請が増加</p> <p>○ 生活困窮者は様々な問題を抱え、自治体現場では、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）等に基づく各種支援に取り組んでいるが、国から制度の実施に必要な情報が示されず、試行錯誤の対応をしているとの指摘もある。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、NPOなどの支援団体の活動を含め、生活困窮者の把握や自立支援に係る取組を調査し、現状と課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2のセーフティネット（第1は社会保険・労働保険、第3は生活保護）として、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行い、課題がより複雑化・深刻化する前に自立を促進する生活困窮者自立支援法が施行（平成27年4月施行、30年10月改正法施行） ・ 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」によれば、解雇・雇止めの予定のある労働者は、令和2年5月から7月の1万人台（2年5月1万2,949人、6月1万2,688人、7月1万1,980人）から減少したものの、依然5,000人台（2年11月5,193人、12月5,285人、3年1月5,165人）にある。 ・ 生活困窮者自立支援法で必須とされる相談支援、住居確保給付金の支給以外の支援事業（就労準備支援、家計改善支援、学習支援など）の実施率には地域差が存在 ・ 生活困窮者自立支援制度について、全国市長会は「制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置（略）を講じることを求めている（令和2年11月12日「令和3年度国の施策及び予算に関する重点提言」）。 	
想定調査項目	<p>① 生活困窮者の把握の状況</p> <p>② 生活困窮者に対する各種支援の状況</p>
調査等対象機関 (予定)	厚生労働省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テ　　マ	不登校・ひきこもりの子供支援
<p>○ 令和元年度の不登校児童生徒（義務教育段階）数は約18.1万人^{（注1）}と7年連続で増加し、過去最多</p> <p>○ 国では、平成28年に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定し、不登校、ひきこもりなどの困難を有する子供・若者に対し、国、地方公共団体、家庭、学校、地域が一体となった重層的な支援施策を推進。不登校児童生徒に対しては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）を踏まえ、フリースクール等の民間団体と学校の連携などによる多様で適切な教育機会の確保に係る取組を実施</p> <p>○ このような国の政策について、義務教育段階の子供を対象とし、複数府省にわたる各種支援施策・事務事業等の実施状況や効果を把握し、子供に寄り添う視点から総合的に評価する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校児童生徒数 14.4万人（平成29年度）→18.1万人（令和元年度）^{（注1）} ・ 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない人数 3.4万人（平成29年度）→5.4万人（令和元年度）^{（注2）} <p><small>（注1） 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者（「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（令和2年11月13日 文部科学省））</small></p> <p><small>（注2） 「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（令和2年11月13日 文部科学省）</small></p>	
想定調査項目	○ 不登校・ひきこもりの子供に対する政策・施策及び事務事業の実施状況及び効果の発現状況
調査等対象機関 （予定）	内閣府、文部科学省、厚生労働省、都道府県、市町村、関係機関等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	災害時の道路啓開
<p>○ 東日本大震災の教訓、平成26年2月の関東甲信地方の豪雪等を踏まえ、大規模災害時に直ちに道路啓開を進め緊急車両の通行ルートを確認するため、災害応急対策として、道路管理者が放置車両対策を行えるよう、平成26年に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正</p> <p>○ しかしながら、特に地方公共団体において、発災時を想定した具体的な備えや、他の道路管理者等との協力・連携等の備えが不十分であり、円滑な道路啓開の実施に課題が生じている状況</p> <p>○ このような状況を踏まえ、人命救助の観点から、被災地への緊急車両の通行ルートを早期に確保できるよう、地方公共団体における備えや国・都道府県・市町村の協力、連携等の実態を調査し、大規模災害に備え、現行制度が効果的・効率的に機能するかなどの観点から課題を整理するとともに、効果的な取組例を提供する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時に緊急車両の通行ルートを確保するため、放置車両対策を行う制度が導入（平成26年） <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路の区間を指定して、以下の措置が可能 <ol style="list-style-type: none"> ① 通行の妨げとなる車両の運転者等に移動を命令 ② 運転者の不在時等（注）は、道路管理者自ら車両を移動 <ul style="list-style-type: none"> （注） 命令に従わない、パンクや燃料切れで動かせない場合など。ホイールローダー等により車両を移動 ③ ①②の措置のためやむを得ない必要がある場合、他人の土地の一時使用等 ・ 平成26年度末時点の適用実績は、国道、高速道路等48区間（平成27年版防災白書） ・ 国では一定の備えが行われている一方、地方公共団体では発災時の円滑な道路啓開の実施に課題。区間指定のための出勤人員の不足、車両などの財産物の取扱いの苦慮、現場との通信手段の準備不足、災害応急対応に関する指示の輻輳による業者の混乱など 	
想定調査項目	<ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体における備えの状況 ② 国・都道府県・市町村の協力、連携等の備えの状況等
調査等対象機関（予定）	内閣府、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	陸閘 <small>りっこう</small> の管理
<p>○ 近年、これまでに経験したことのないような豪雨により、毎年のように深刻な水害が発生している。</p> <p>こうした中で、各地において、陸閘が閉鎖されず、操作・管理が適切に行われていないとみられる例があり、中には溢水<small>いっすい</small>により周辺の住宅地が浸水被害を受ける事案も発生</p> <p>○ 河川法（昭和39年法律第167号）上の河川管理施設である陸閘については、同法により、その操作等に関する一定のルールや運用が示されているが、陸閘が操作されなかった事案では、操作・管理の体制が不明確である、増水時における操作（閉鎖）の基準が定められていない等の状況がみられる。</p> <p>○ このため、河川法上の河川管理施設である陸閘について、設置の状況、管理者等の実態、増水時における閉鎖操作のための備えの状況などを調査し、豪雨時に陸閘を適切に操作する上での課題を明らかにするとともに、効果的な取組例を収集することにより、豪雨災害への対応の向上に寄与する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸閘とは、堤防を切って設けられた河川への出入口を閉鎖する門のことであり、洪水の際は閉鎖され、堤防としての役割を果たすもの（国土交通省関東地方整備局資料） ・ 近年の度重なる豪雨の際、陸閘が適切に操作されていれば、浸水被害を軽減できたとみられる事案が生じており、防災の担い手の高齢化など地域社会の状況変化も踏まえた増水時の円滑な閉鎖の操作の備え等について課題 <p>陸閘が操作されていなかったことで堤防決壊の一因となったとの指摘、豪雨災害が激甚化している中で急激な水位上昇に対応できていない事例などがある。</p>	
想定調査項目	<p>① 陸閘の現状（陸閘の位置、規模、閉鎖方法（構造）、設置の目的・経緯、管理者等）</p> <p>② 陸閘の操作、管理等に関する備えの状況等</p>
調査等対象機関 (予定)	国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	一人暮らしの高齢者に対する見守り活動
<p>○ 一人暮らしの高齢者が年々増加しており、将来も増加していくことが予測される中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（以下「感染症拡大の影響」という。）下において、現場では、こうした高齢者に対する対面での見守り活動が制限され苦慮している状況</p> <p>○ 一方、ICTを活用した見守りも、一部で着手されたところ</p> <p>○ このような状況を踏まえ、利用者のニーズ等を踏まえた見守り活動を促進していく観点から、地域における一人暮らしの高齢者に対する見守り活動の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の一人暮らしの高齢者数、65歳以上の人口に占めるその男女別の割合は年々増加。将来においても、その数や割合は増加していくことが予測 ・ 感染症拡大の影響下において、災害公営住宅に住む60代男性が、約2か月間、誰にも気付かれないまま孤独死していた事案が発生。感染症拡大の影響により、住民活動が停滞したことなど対面での見守りの制限が発見の遅れの要因。地域の現場では、対面での見守り活動が制限される中、思うように活動できない状況が発生 ・ 一部の市では、事業者が、自宅に温度・湿度・照度などを感知する多機能センサーを通して常時見守るとともに、異変察知の際には電話や駆けつけによる確認を実施する実証事業を実施 	
想定調査項目	<p>① 感染症拡大の影響下における一人暮らしの高齢者に対する見守り活動の実施状況</p> <p>② 見守り活動におけるICTの導入（活用）状況</p> <p>③ 見守り活動に活用可能なICTの例や一人暮らしの高齢者の見守り活動に対するニーズ等</p>
調査等対象機関 (予定)	厚生労働省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	指定管理者制度
<p>○ 厳しい地方財政状況など経営資源の制約が強まる一方、少子高齢化等を背景として行政需要は確実な増加が見込まれる中で、引き続き質の高いサービスを提供するため、地方行政サービス改革の必要性が高まっている。こうした中、公の施設の管理についても、その在り方の検証及び見直しを行い、より効果的・効率的な運営に努めることが求められている。</p> <p>○ PFIや公共施設等運営権（コンセッション）等の多様な官民連携手法が整備される中で、適切な管理運営手法の選択と選択した手法の効果的な活用を通じて公の施設のより効果的・効率的な運営を推進する観点から、指定管理期間終了時等における管理手法の選択・見直し（指定管理による効果の把握・検証等を含む。）の実態、公募前対話や指定管理者の裁量の拡大、リスク分担の明確化など民間参入を促す取組の実施状況等を調査し、指定管理者制度がより一層効果的に活用される上での課題を整理する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度は、民営化・民間化などの行政改革の流れの中、公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することにより、住民サービスの向上と管理経費の縮減等を意図して平成15年度に発足。業務範囲や管理の基準は条例で定められ、指定には議会の議決が必要 ・ 指定管理者制度導入施設は、制度発足以降増加してきたが、直営に戻す事例も増加傾向にあり（注）、近年は頭打ち（平成30年4月1日現在7万6,268施設） <small>（注） 総務省自治行政局による3年に1度の調査によれば、572施設（平成21年）→631施設（24年）→767施設（27年）→791施設（30年）</small> ・ 公募によらず従前の指定管理者を再指定している施設が制度導入施設の47%（平成30年4月1日時点） ・ 民間事業者（株式会社、NPO、学校法人、医療法人、共同企業体等）参入率は、徐々に上昇しているが、制度導入施設の40%（平成30年4月1日時点） 	
想定調査項目	<p>① 施設とその管理の在り方の検証・見直し、管理手法の選択・見直しの実態</p> <p>② 民間参入を促す取組の実施状況</p>
調査等対象機関 (予定)	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	墓地行政
<p>○ 人口構造や家族形態が変化する中で、承継者のいない無縁墳墓が増加するなど、家族による承継を前提とした墓地の維持が困難となってきた。また、都市部においては墓地需要が増大し、優良な墓地の安定的な供給が求められている。</p> <p>○ さらに、個人の生き方や価値観が多様化する中で、合葬墓、樹木葬、散骨等の新たな葬送への関心を持つ国民が増えている。しかしながら、これらの葬送に係る定義やルールは未整備</p> <p>○ このような状況を踏まえ、「人口減少社会」、「多死社会」といった時代に適合した墓地行政を推進する観点から、墓地をめぐる諸問題に対する地方公共団体における取組状況等について実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墓地行政は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づき、地方公共団体が自治事務として実施 <ul style="list-style-type: none"> i) 埋葬、火葬又は改葬を行う場合には市町村長の許可が必要 ii) 地方公共団体は、墓地や納骨堂の第一次的な供給主体とされており、公営墓地の経営主体でもある。ただし、実際には、宗教法人や公益法人が経営する民営墓地や個人墓地が多数 iii) 墓地等を経営する場合には、都道府県知事又は指定都市等の市長の許可が必要（知事や市長には、墓地等の管理者に対する報告徴収等の権限あり） iv) 地方分権改革により、墓地等の経営許可権限は、都道府県から全ての市及び特別区に移譲（平成 24 年 4 月） ・ 国（厚生労働省）は、地方公共団体に対し、「墓地経営・管理の指針」（平成 12 年 12 月）等を提示し、技術的助言を実施 	
想定調査項目	<p>① 地方公共団体における墓地行政の現状</p> <p>② 地方公共団体における公営墓地の管理等の状況及び民営墓地に対する指導等の状況</p> <p>③ 合葬墓、樹木葬、散骨等の新たな葬送への対応状況</p>
調査等対象機関 (予定)	厚生労働省、文部科学省、法務省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	社会情勢の変化への補助金等における対応
<p>○ 補助金等は、反対給付のない一方的な金銭給付であるという特性から、不適正な採択、執行に陥ることのないよう、所定の要件、手続を設定しているが、利用者にとってはこれらが負担となる側面もあることから、利用者の負担と必要性を考慮した的確な設定とすることが求められる。</p> <p>○ この点、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業環境の変化に鑑み、国が地方公共団体に対して、交付決定済みの事業内容について柔軟な見直しが可能となる範囲を明示したり、要望等を踏まえて採択要件を見直すなど、利用者の視点に立って改善措置を講じている事例も見受けられる。</p> <p>○ そこで、このような利用者の視点に立った改善措置の事例や利便性の向上に係る改善要望を調査し、補助金等における対応について課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業環境の変化に鑑み、利用者の視点に立って改善措置を講じている事例も見受けられる。 <ul style="list-style-type: none"> i) 交付決定済みの事業の一部が実施困難となる事例などを想定し、事業計画の変更申請時期の柔軟化 ii) グループ形成要件の撤廃要望や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済悪化下での被災状況を踏まえ、採択要件等の変更 ・ このように社会情勢の変化に鑑み、利用者の視点に立った改善措置を講じていくことが期待されている状況 	
想定調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の視点に立った改善措置の事例 ② 利便性の向上に係る改善要望
調査等対象機関 (予定)	関係府省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	政府職員に対する情報セキュリティ教育
<p>○ 政府では、平成28年3月に「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」（CISO等連絡会議・CIO連絡会議決定）を決定し、政府におけるセキュリティ・IT人材の育成や一般職員の情報リテラシー向上について取組を実施</p> <p>○ 近年、政府機関等においてはサイバー攻撃による大規模なインシデントの発生は認知されていないものの、複雑化・巧妙化する政府へのサイバー攻撃等の脅威は増大するとともに、行政のデジタル化やテレワークの推進等を始めとした政府機関における多様な働き方は今後更に進展の見込み</p> <p>○ このような状況を踏まえ、政府職員の一般的な日常業務における情報セキュリティ水準の向上が課題であり、標的型攻撃メール対策などを中心に実態把握</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイバー攻撃等の脅威が増大する中、行政のデジタル化は今後更に進展。政府職員の一般的な日常業務における情報セキュリティ水準の向上が急務 ・ 近年、ランサムウェアによる大規模サイバー攻撃による混乱や巧妙な標的型攻撃の継続、暗号資産（仮想通貨）を狙ったサイバー攻撃、業務妨害、機密情報の窃取といったサイバー攻撃事案が生じている。また、（独）情報処理推進機構の「情報セキュリティ10大脅威 2020」において、「組織」向け脅威の第1位は標的型攻撃による機密情報の窃取となっている。 <p>(注) 本テーマは令和2年度より着手しており、今後も情報セキュリティに関する調査を実施</p>	
調査想定項目	<p>① 情報セキュリティ責任者等のセキュリティ・ITの業務経験の有無、研修・演習・教育訓練の実施状況</p> <p>② 標的型攻撃メールについて、各府省の訓練内容の実態等</p> <p>③ テレワークについて、政府職員の情報セキュリティ水準の向上を図るための取組状況等</p>
調査等対象機関 (予定)	全府省

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	スマート農業
<p>○ 農業就業人口が減少する中、農業の生産性を発展させるためには、農作業の効率化、作業負担の軽減は喫緊の課題。また、農業経営の改善や農産物の高付加価値化の重要性が増大しており、国は、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業を推進</p> <p>○ 国は、2025年までに、農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することを目標としている（注1）。また、2022年度までにスマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、i) 研究開発、ii) 実証・普及、iii) 環境整備の取組を推進（注2）している。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、農業現場におけるスマート農業の普及促進の観点から、国による事業の実施状況や地方公共団体による取組状況、農業者のニーズ等を把握するとともに、普及を進める上での課題の整理を行う。</p> <p>（注1） 農林水産省・地域の活力創造プラン（令和2年12月15日最終改訂。農林水産省・地域の活力創造本部）</p> <p>（注2） 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省は、令和元年6月に「農業新技術の現場実装推進プログラム」を策定し、農業経営の将来像、各技術のロードマップ、技術実装の推進方策を提示 また、令和元年度及び2年度に、「スマート農業実証プロジェクト」により、先端技術の実証を計148地区で実施 	
想定調査項目	<p>① 技術開発及び普及に係る事業の実施状況</p> <p>② 普及指導機関等の取組状況</p> <p>③ 農業者のスマート農業の導入ニーズ</p>
調査等対象機関 (予定)	農林水産省、都道府県、市町村、関係団体等

行政評価局調査テーマの概要

実施年度	令和3年度
テーマ	外国人の日本語教育
<p>○ 令和2年6月末時点の在留外国人数は約289万人^(注1)であり、我が国人口の約1.7%を占めている。また、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の改正（平成31年4月1日施行）による「特定技能制度」の創設や、近年の技能実習生の急激な増加により、在留外国人の更なる増加が見込まれる状況</p> <p>○ 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）や、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）により、国及び地方公共団体が、外国人に対する日本語教育に係る施策を実施することが責務となった。</p> <p>○ しかしながら、滞在目的や出身国等の多様化が進み、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様ではなく、また、外国人等の集住地域と散在地域があることや、日本語教育を行う機関や日本語教育人材の地域による偏りなど、日本語教育の状況は地域による差が大きくなっている。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、我が国に在留する外国人が必要な日本語教育を受け、日本語能力を身につけられるように整備を推進する観点から、国や地方公共団体における日本語教育の実施状況等の実態を明らかにし、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留外国人数 223万人（平成27年末）→289万人（令和2年6月末）^(注1) ・ 日本語教師数 3.3万人（平成26年度）→4.6万人（令和元年度）^(注2) <p><small>（注1） 中長期在留者数及び特別永住者数の合計である（「令和2年6月末現在における在留外国人数について」（令和2年10月9日出入国在留管理庁発表））。</small></p> <p><small>（注2） 常勤職員数、非常勤職員数、ボランティア数の合計である（「令和元年度国内の日本語教育の概要」（令和元年11月1日現在文化庁））。</small></p>	
想定調査項目	<p>① 日本語教育の現状</p> <p>② 日本語教育の推進状況</p>
調査等対象機関 (予定)	文部科学省、都道府県、市町村、事業者、関係機関等

政策評価審議会提言

(令和3年3月17日)

政策評価審議会提言（ポイント）

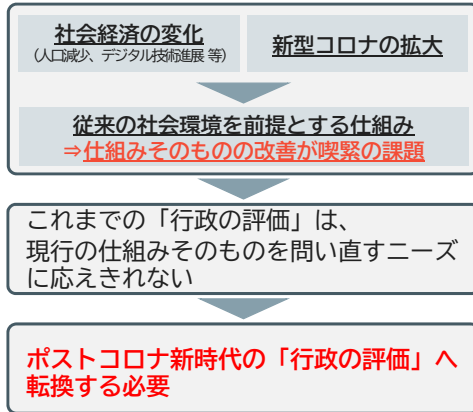
本提言は、政策評価制度導入20年の節目に、「行政の評価」の向かうべき方向についてまとめたもの



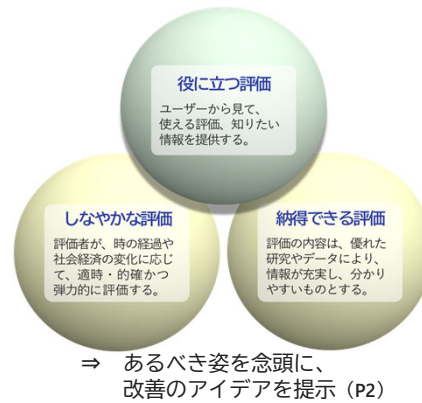
ポストコロナ新時代の「行政の評価」に転換し、政府の**政策改善機能の強化**を目指す

- 「行政の評価」の**あるべき姿**を提示（役に立つ・しなやかな・納得できる評価）
- **改善のアイデア**を提示

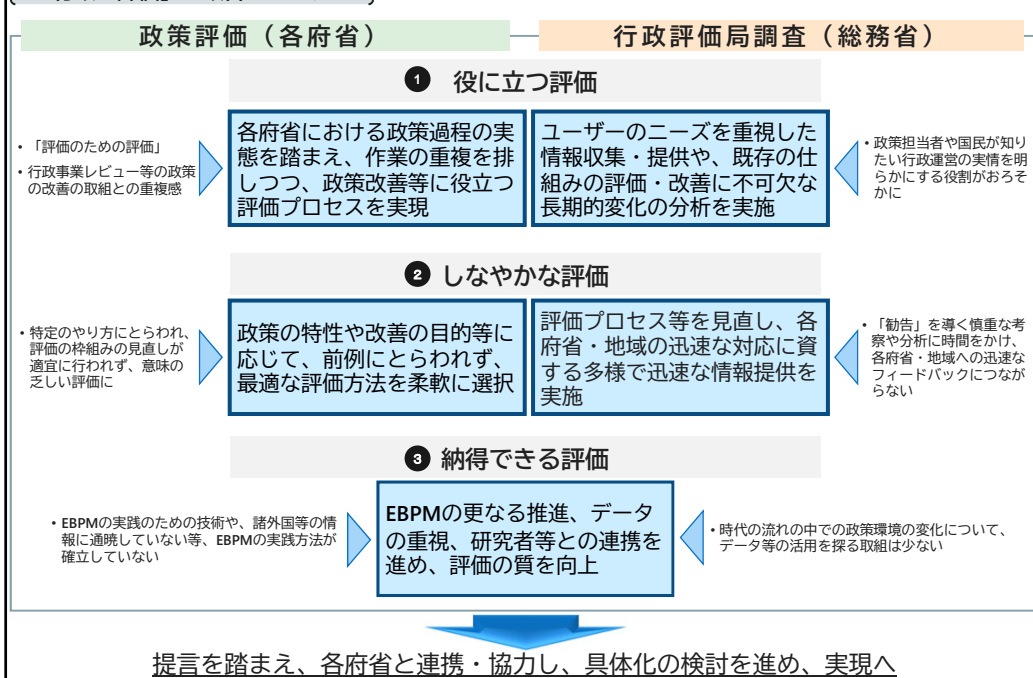
提言の背景



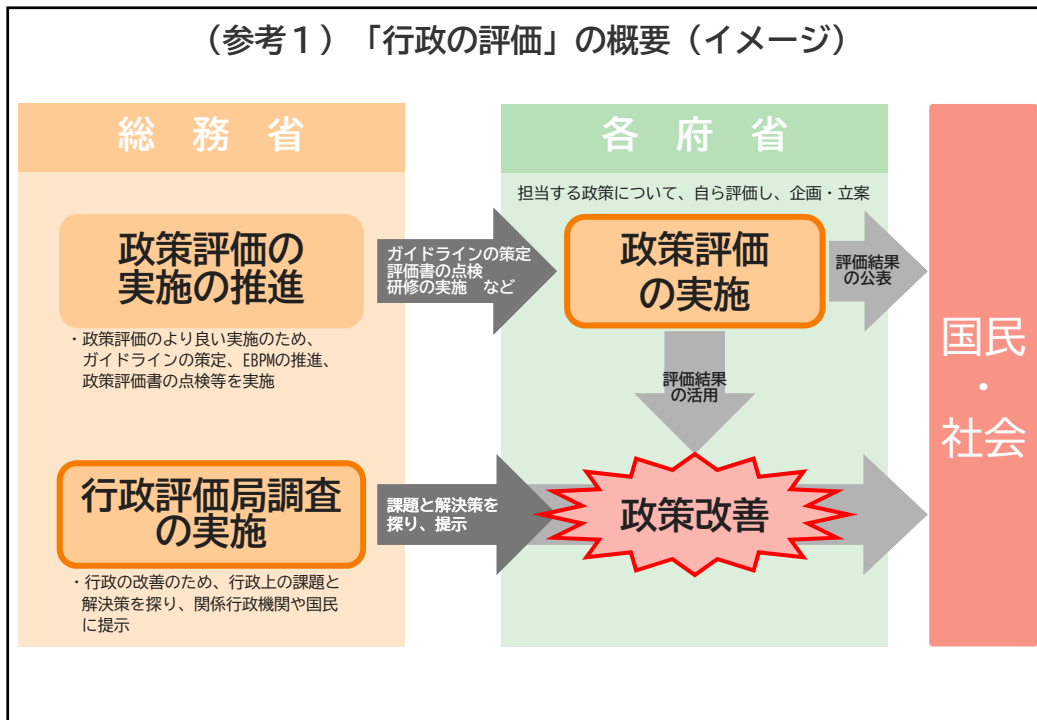
行政の評価のあるべき姿



「行政の評価」の改善のアイデア



(参考1) 「行政の評価」の概要 (イメージ)



(参考2) 政策評価審議会 委員一覧

会長	岡 素之	住友商事株式会社特別顧問
会長代理・ 部会長	森田 朗	津田塾大学総合政策学部教授
部会長代理	牛尾 陽子	株式会社七十七銀行取締役監査等委員
委員	岩崎 尚子	早稲田大学総合研究機構 電子政府・自治体研究所研究院教授
〃	薄井 充裕	新むつ小川原株式会社代表取締役社長
〃	田淵 雪子	行政経営コンサルタント
〃	前葉 泰幸	津市長
臨時委員	白石 小百合	横浜市立大学国際商学部教授
〃	田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
専門委員	小野 達也	鳥取大学地域学部教授
〃	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
〃	岸本 充生	大阪大学データビリティフロンティア 機構教授
〃	堤 盛人	筑波大学システム情報系教授
〃	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント 研究科教授

政策評価審議会提言（概要）

令和3年3月
政策評価審議会

ポストコロナ新時代における行政の評価への指針～政策改善に役立つ、しなやかで、納得できる評価とするために～

社会経済の変化（少子高齢化、人口減少、デジタル技術の進展等）＋新型コロナの拡大
→従来の社会環境を前提に構築されてきた仕組みそのものを問い直し、持続可能なものに
抜本的に改善していくことが喫緊の課題

○これまでの「行政の評価」は、現行の仕組みそのものを問い直すニーズに応えきれない【→P2】

- 課題克服に向け、
- ・常に念頭に置くべき「行政の評価」のあるべき姿を提示
 - ・これに対応した具体的な取組のアイデアを整理

<「行政の評価」のあるべき姿>

- ① 役に立つ評価（ユーザーから見て、使える評価、知りたい情報を提供）
- ② しなやかな評価（評価者が、時の経過や社会経済の変化に応じて、適時・的確かつ弾力的に評価）
- ③ 納得できる評価（評価の内容は、優れた研究やデータにより、情報が充実し、分かりやすいものに）

【→P4～7（政策評価）
P8～10（行政評価局調査）】

- 審議会としては、
- ・行政評価局が、各府省の協力を得て、具体化の検討を進め、実現することを期待
 - ・今後の取組に引き続き関心を持ち、役割を果たす

I 「行政の評価」のあるべき姿（1）

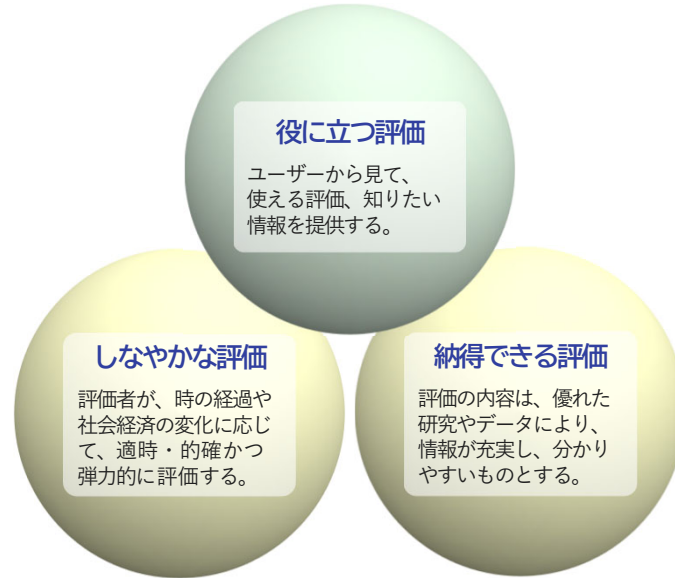
（現状認識）

- ①実務において「評価を政策立案・改善に活かす」という目的意識が希薄
ユーザーのニーズを明らかにし、充実した評価結果を提供しようとする取組が不十分
 - ・政策評価：政策パッケージについての政策評価を知るためには、複数の関連部局の評価書を読み解かなければならない場合もある
 - ・行政評価局調査：表面的な問題意識の再確認や、個別のまれな事例の指摘にとどまり、政策次元での課題の分析に至れていない場合がある
- ②固定的なスタイルにこだわる業務のやり方が、「行政の評価」の目的（政策改善に役立てられ、立案過程が国民に適切に説明されること）に役立たない結果を招来
 - ・政策評価：担当業務を網羅して目標管理型評価をすることに注力し、政策改善につなげる活動というよりは、「評価のための評価」となっているおそれ
 - ・行政評価局調査：「勧告」を導くために時間をかけ、迅速な改善アクションのタイミングを失する。現行制度を物差しとした分析が、制度の前提を変えるような変化を踏まえた評価につながらない
- ③エビデンス、データの科学的分析の工夫が限定的
 - ・政策評価：ロジックモデルの重視や共同研究などが始まっているが、未だ初期段階
 - ・行政評価局調査：データ等の活用を探る取組は少ない

課題克服に向けた取組は、「行政の評価」全体の発展につなげることを意図し、進めることが必要
→「行政の評価」の3つのあるべき姿を常に念頭に置いて取り組むべき

I 「行政の評価」のあるべき姿（2）

常に念頭に置くべき「行政の評価」の3つのあるべき姿



II 制度導入後20年を迎える政策評価の改善（1）

（これまでの取組と課題）

- 政策評価制度導入後20年を経て、現在では、政策評価の取組は「やって当然」と考えられるほどに定着
- 政策評価を実施する各府省の工夫、総務省の点検活動や政策評価審議会における改善方策の取りまとめ等が重ねられ、政策評価の質は着実に向上

⇒ しかし、現在の各府省の運用実態や今般の各省ヒアリング等で聴取した意見を踏まえれば、次のような課題があると考えられる。

- ① 現在の政策評価では、評価書を作成する作業が自己目的化し、実際の政策の立案や見直し・改善のプロセスにおいて活かされるという本来の目的が軽視される向きもある
- ② 政策の質の改善を目指す新たな取組（行政事業レビューやEBPMの推進）との関係が整理されておらず、類似の作業による重複感（「評価疲れ」）
- ③ 「目標管理型評価」の画一的なやり方に限界
(無理に目標や指標を設定する事例、目標による進捗管理になじまないものに当てはめている事例、目標による管理では施策の根本的な見直しに資する情報が得られにくいという限界)

Ⅱ 制度導入後20年を迎える政策評価の改善（2）

（改善の取組のアイデア）

- 政策評価は、政策評価の本来の目的（政策の改善等）につながる度合いに応じて、優先順位を付けて取り組むべき。
- ポストコロナの時代の行政は、社会環境の変化等を踏まえて、制度そのものを見直すことも必要となっており、政策評価の重点の置き方等を改めるべき。
- その際、政策評価を実施する職員のモチベーション向上につながるよう留意すべき。

（1）「役に立つ評価」とするために

- ① 政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直し
 - 政策過程の各段階で、必要な評価が重複なく、効率よく行われるよう、「評価書」をまとめる作業と、実務上、PDCAの各段階で行われる政策効果の把握・分析等の取組との関係を整理し、政策評価の作業プロセスを見直すことが必要
- ② 政策評価的な内容を含んだ分析・検討等の政策評価における活用
 - 実務上行われている政策の効果等の把握・分析の結果の公表（注）を、政策評価結果の公表と位置付けること等の可否、方法を検討することが必要
（注）例えば、基本計画や大綱などを策定し、定期的にその取組状況の点検や評価を行うような事例
 - 政策評価と行政事業レビューやEBPM推進の取組との関係について整理することが必要
- ③ ユーザーから見て使いやすい評価の枠組みによる評価の促進
 - 有識者の意見等を踏まえて、評価の枠組みを設計して政策評価を行うことを促進

5

Ⅱ 制度導入後20年を迎える政策評価の改善（3）

（2）「しなやかな評価」とするために

- ① 施策の特性等に応じた政策評価
 - 目標管理型評価の過度の偏重を改め、各府省が施策の特性等に応じて柔軟に多様なスタイルで評価を行うことができるよう考え方を整理（以下の事項を盛り込む）
 - ・ 全ての担当する施策分野を網羅して目標管理型評価を行う必要はないこと
 - ・ 対象とする政策の性質等に応じ、最適な評価方法を選択すること
 - ・ 政策や施策の捉え方や評価の時期は柔軟に考えるべきこと
 - その実践に向けて、類型化、「総合評価」の活用方法などについて検討することが必要
- ② 政策評価の重点化等
 - 評価を合理的に行うため目標や測定指標の重点化（大括り化、絞り込み）を検討することが必要

（3）「納得できる評価」とするために

- ① EBPMの更なる推進
 - 政策評価におけるEBPMの実践が更に進むよう、ロジックモデルの活用等、EBPMに関する諸論点についての研究等を行うとともに、各府省との情報共有等を推進
- ② 研究者との連携
 - データ分析等の知識・技術の不足を補うため、研究者等との積極的な連携を推奨

（アイデアの具体化に向けて）

- 以上は、各府省の協力を得ながら検討を深め、実践に移していくことが必要。審議会も、今後、必要な審議を実施。
- 審議会において各府省担当者との意見交換等を実施。また、総務省と各府省の連絡会議の活性化を図り、現場の運用実態等の的確な把握などに取り組む。

Ⅲ 行政評価局調査の充実（１）

（これまでの取組と課題）

- 行政相談に現れた国民の関心や全国の調査ネットワークが集めた情報などから調査テーマ案を作り、審議会の意見を求めるなど、国民の目線を取り入れる努力

⇒ その取組は、更に工夫し、行政の改善につなげるとともに、国民に行政の実情を知ってもらおうという考え方が重要

⇒ しかし、ポストコロナ時代に向け、克服すべき問題もある

- ① 「勧告」を導くことを重視するあまり、調査結果の各府省や地域への迅速なフィードバックにつながらず、改善のアクションまで時間がかかりすぎる例が見られる。
- ② 勧告可能性を考慮しすぎて、ユーザーが知りたい行政運営の実情を明らかにするという役割がおろそかになる向きもある。
- ③ 偶発事情等による再発可能性の小さな事例で、個別の迅速な対応で足りるものでも、全国に「周知・徹底を図るべき」とする勧告に結び付けているような例もある。

7

Ⅲ 行政評価局調査の充実（２）

（改善の取組のアイデア）

（１）「役に立つ評価」とするために

- ① ユーザーとニーズを重視した調査
 - ユーザーのニーズという視点を重視することが必要
 - 他の行政機関の要請に応じた研究や調査にも取り組むことが必要
- ② 中期的な調査主題の設定
 - 中期的（３～５年程度）に取り組む主題を設定し、調査を企画する手法を実践（当面は、「行政のデジタル化」「行政計画」「行政ボランティア」などを取り上げるべき）
- ③ 長期的な社会経済変化のトレンドの考慮
 - 社会経済等の長期的な変化に焦点を当てた分析にも取り組むべき

（２）「しなやかな評価」とするために

- ① 全国的な調査を行う評価のプロセスの多様化・迅速化
 - 実地調査の結果の地域単位での集計・分析・公表、調査結果の全国集計結果に簡易な説明を付けた公表などを行うバリエーションを設けることが必要
 - 調査開始から調査結果の集計・公表までは原則１年以内
 - 随時機動的に調査を開始（従来の運用では原則毎年４月、８月、１２月に開始）
- ② 調査結果の扱いの多様化
 - 担当府省による迅速な対応が必要な問題点は、評価報告書がまとまるのを待たずに通知する扱いを可能とするための手順等を整理することが必要

Ⅲ 行政評価局調査の充実（3）

（3）「納得できる評価」とするために

① E B P Mの更なる推進

- 評価結果に基づく改善策の提案等において、各府省のE B P Mの実践が更に進むように配慮することが必要
- エビデンスに基礎付けられた検討を各府省に促すことも検討すべき

② 施策をめぐるデータの重視

- 対象施策や調査事例の置かれた環境を含めたデータの収集を重視すべき
- 法令等に照らして問題がない限り、データは公表してユーザーに提供することが重要

③ 研究者との連携

- データ分析や各種施策の研究者等との連携を進めることが必要

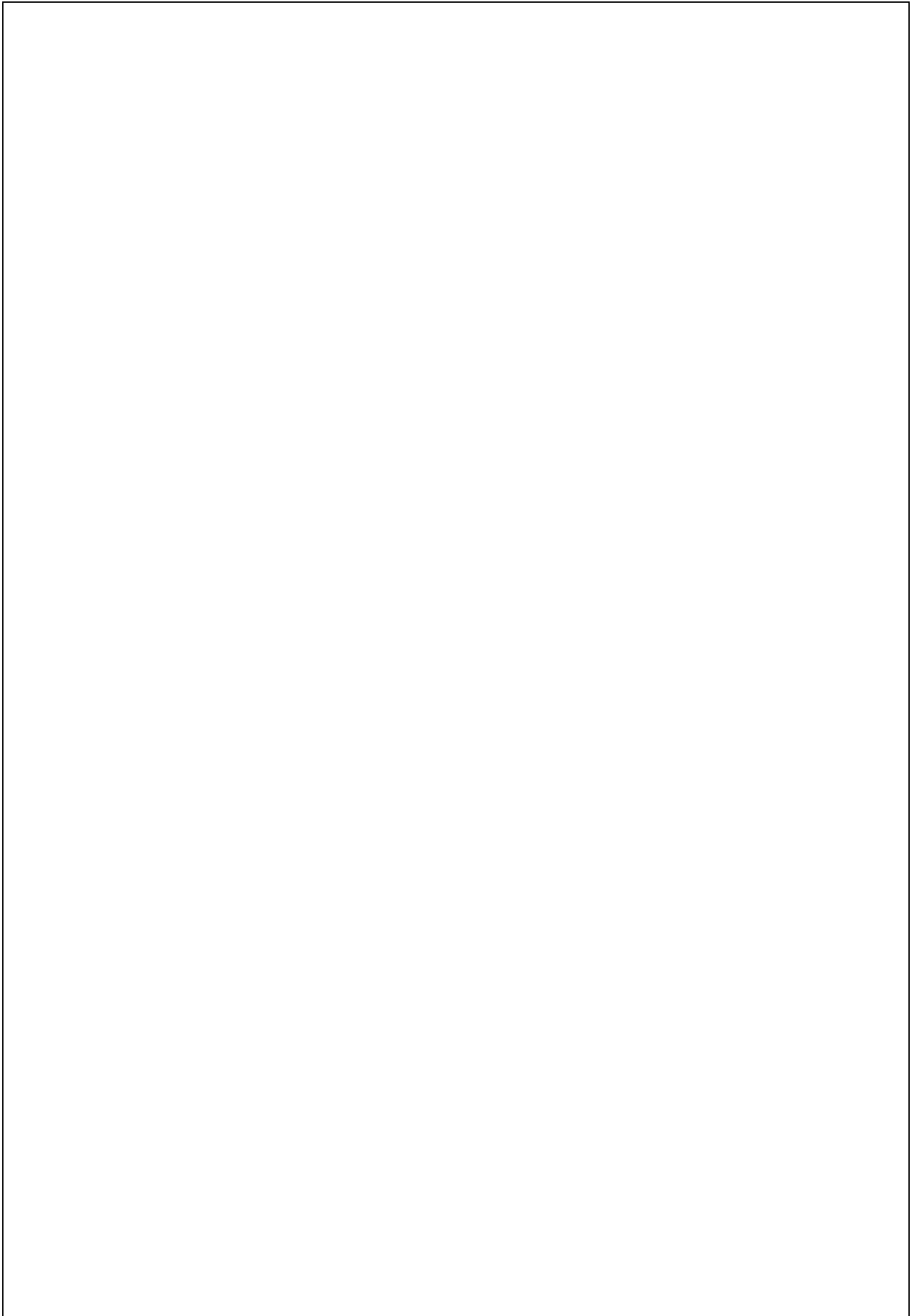
政策評価審議会提言

令和 3 年 3 月
政策評価審議会



【目次】

はじめに	1
I 行政の評価のあるべき姿	
1 現状認識	2
2 「行政の評価」のあるべき姿	3
II 制度導入後 20 年を迎える政策評価の改善	
1 これまでの政策評価の取組と課題	5
2 改善の取組のアイデア	6
III 行政評価局調査の充実	
1 これまでの行政評価局調査の取組と課題	10
2 改善の取組のアイデア	10
おわりに	15



政策評価審議会提言

ポストコロナ新時代における行政の評価への指針
～政策改善に役立つ、しなやかで、納得できる評価とするために～

はじめに

2010年代から人口減少の局面に入った我が国では、以前から少子化・高齢化、デジタル技術の発展などの社会経済の急速な変化を踏まえ、「行政の対応が必要」であると様々な課題が提起され、具体的な施策も講じられてきた。しかし、その対応の実績は、必ずしも十分ではなかったということが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、迅速に必要な措置を行おうとする際に的確に対応できなかったこと等により、強く認識されるに至ったと言える。従来为社会環境を前提に構築されてきた仕組みそのものを問い直し、持続可能なものに抜本的に改善していくことが喫緊の課題となっている。政策や施策を考える際に、このことを今まで以上に強く認識する必要があることは、多くの人々が共感するところだろう。政策評価制度は令和3年に導入から20年目を迎えるが、行政の改善を目的として行われるべき「行政の評価」は、これまで、基本的には現行の仕組みや取組を前提として、その中で効率等を高めるために何をしたらよいかという課題設定で行われてきたと言える。しかし、それでは、現在求められている現行の仕組みそのものを問い直すようなニーズに十分に答えきれないであろう。政策評価審議会（以下「審議会」という。）は、このような認識の下、令和2年夏以降、政策評価のこれまでの実務の蓄積を踏まえつつ、今後の行政の評価の向かうべき方向について審議を行った。この提言は、その審議結果をまとめたものであり、総務省組織令（平成12年政令第246号）第123条第1項第2号の規定に基づき、総務大臣への意見として提出するものである。

I 行政の評価のあるべき姿

1 現状認識

「行政の評価」として、審議会で扱ったのは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）に基づき各府省が行う政策評価や、総務省（行政評価局）が政策評価法及び総務省設置法（平成11年法律第91号）に基づき調査して行う評価（以下「行政評価局調査」という。）である。

審議会は、政策評価については、各府省の政策評価の担当者に対し、現在の業務の実情や担当者としての考え方についてアンケートやヒアリングを行い、総務省の業務については、総務省行政評価局から実情の説明等を受けた。そこから行政の評価の現状について、次のような課題認識を得た。

まず、第一点としては、評価の実務において「評価を政策の立案や改善に活かす」という目的意識があまり感じられないことである。言うまでもなく「行政の評価」は、その結果から政策や施策の改善に役立つ情報を得ることが重要な目的である。しかし、実際の評価の企画、調査、分析、結果報告の際に、評価のユーザーたる者（政策の立案者、ひいては政府の様々な取組に関する情報を求める国民をいう。以下単に「ユーザー」という。）のニーズ、変化する政策環境に係る必要な情報などを明らかにしたり、充実した評価結果を分かりやすく提供しようとする取組が、十分行われているとは言い難い。

例えば、政策評価であれば、多くの人々が一つの政策として認識するような政策パッケージについて、その評価を知るために、複数の関連部局の目標管理型の政策評価（多くの場合、部局単位の枠組みで行われている。）の結果を集め、読み解く必要が生ずる場合も少なくない。行政評価局調査であれば、表面的な問題意識の再確認や、個別のまれな事例の指摘にとどまって、政策次元での課題の分析に至れていない場合がある。これらは、行政の評価におけるユーザーの視点の不足を物語る。このままでは、経済社会の変化の中で生じている課題や政策をめぐる大きな環境変化についての情報、そして、それらを踏まえた評価にこそある現在のニーズに十分応えきれない。

第二点としては、それぞれの業務のやり方が、特定の固定的なスタイルにこだわりすぎていると感じられることである。これは第一点で指摘した、「目的意識の希薄さ」の一因とも、結果とも言えるだろう。「行政の評価」の目的は、一定のスタイルで「評価」をしてその報告書を作成すること自体にあるのではなく、いわ

ゆるPDCAのCとして行われ、結果を政策や施策の改善に役立てていくことにある。そして、そのような政策の立案の過程が国民に適切に説明されていることではない。あまりにスタイルにこだわれば、かけている労力の割には役立たないという結果を招くと言わざるを得ない。

しかし、政策評価を見ると、各府省の実務は、その担当業務を網羅して「目標管理型の政策評価」（以下「目標管理型評価」という。）をすることに注力されているように見える。ある担当者は、「評価が政策の立案や見直し・改善のプロセスにおける位置付けが必ずしも明確でなく、政策の改善につなげるための活動というよりは、評価すること自体を目的とした活動（政策評価書を作成するための作業）、いわば「評価のための評価」となってしまう状況ではないか」と自省する。行政評価局調査についてみれば、全国の調査網から様々な行政実例を得ながらも、「勧告」を導く慎重な考察や分析に時間をかけてしまって、担当部署の迅速な改善アクションこそ必要なときにタイミングを失ってしまうことがある。手堅く現行制度を物差しとした分析は、制度の前提を変えてしまうような大きな環境変化を踏まえた評価につながりにくい。

第三点は、評価の際に、EBPMで言われるようなエビデンス、あるいはデータの科学的分析の工夫が限られていることである。

これは、「行政の評価」全般について言えることである。政府はEBPMを推進する方針を打ち出しており、政策評価においてはロジックモデルの重視や共同研究の取組などが始まっているが、未だに初期段階であり、研究者や専門家との連携も極めて限定的である。行政評価局調査についても、例えば、政策運営を取り巻く現状や、時代の流れの中での政策環境の大きな変化について、データ等の活用の可能性を探るような取組は少ない。

2 「行政の評価」のあるべき姿

「行政の評価」について、審議会では、1で述べた課題認識を踏まえ、その克服に向けて当面取り組むことについて議論した。当面の個々の具体的な取組のアイデアについてはII、IIIで述べる。

しかし、個々の取組は、相互の連関を考慮することなく個々にやっていけばよいというものではない。一つ一つは、それぞれに「行政の評価」の中で行われる企画、調査、分析、結果報告といった行為のどれかに焦点を当てることになるが、「行政の評価」という営み全体としての発展につなげることを意図しながら進める必要がある。

このため、審議会としては、1で述べた課題認識から、「行政の評価」を異なる視点から見た場合に浮かび上がる三つの「あるべき姿」を常に念頭に置いて取り組むべきと考える。その三つの「あるべき姿」とは次のとおりである。

① まず、その姿は、役に立つものでなければならない。

これは主としてユーザーの視点から見たあるべき姿である。評価は、内容においてユーザーのニーズに応えられる豊かなものとなるべきであり、態様においてユーザーの使いやすい、分かりやすいものとなるべきである。（役に立つ評価）

② その姿は、しなやかなものでなければならない。

これは、主として評価を実際に行う者の立場から見たあるべき姿である。一つの形式・方法・手順にとらわれず、必要とされる改善が適時的確に実現することを重視して、評価し、結果を示すよう行われるべきである。（しなやかな評価）

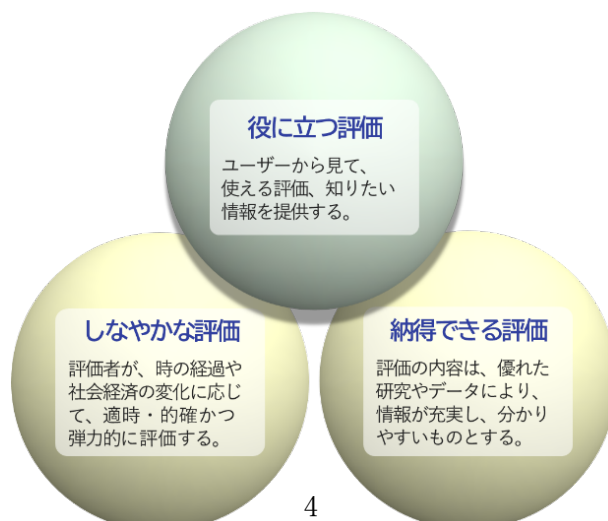
③ その姿は、納得できるものでなければならない。

これは、ユーザーからも評価者からも求められる姿である。評価は、研究やデータ、明確な論理等に裏打ちされた情報を提供するものであるべきである。（納得できる評価）

これらの相互の関係のイメージは、下図のとおりであり、「行政の評価」の本来の目的にかなう姿と言える①を、②及び③が支えるという関係にある。

II、IIIでは、個々の取組のアイデアを述べるが、その焦点に応じて、①～③に対応させて整理するが、例えば、①で掲げた取組が②や③と全く関係がないという意味ではない。

(参考図) 「行政の評価」のあるべき姿のイメージ



II 制度導入後20年を迎える政策評価の改善

1 これまでの政策評価の取組と課題

現行の政策評価は、全政府的には平成13年1月に中央省庁等改革の一環として取組が始まり、政策評価法の施行（平成14年4月）以降、その規定に基づき実施されている。

取組の開始から令和3年1月でちょうど20年になった。当初は、政策評価を行う各府省の現場でも慎重、懐疑的な意見が残り、試行錯誤的にスタートしたものの、現在では「自らの活動について評価を行い、国民に対しその状況を明らかにする」という取組は「やって当然」と考えられるほどに定着していると言える。

内容的にも、政策評価を実施する各府省の工夫、総務省の点検活動や審議会（前身の政策評価・独立行政法人評価委員会を含む。）を中心に各府省も参画した改善方策の取りまとめ等が重ねられ、政策評価の質は、着実に向上してきた。

しかしながら、現在の各府省の運用実態や今般各府省の担当者から聴取した率直な意見に耳を傾けたとき、次のような課題があると考えられる。

- ① 国民に対する説明のための作業（政策評価書を作成するための作業）が自己目的化し、実際に行われている政策の立案や見直し・改善のプロセスにおいて活かされるという評価本来の目的にあった位置付けが軽視される向きもある。
- ② 政策の質の改善を目指す新たな取組（平成25年から取組が開始された行政事業レビューや平成29年以降政府で取り組んでいるEBPMの推進）との関係が整理されず、各府省の評価担当職員には類似の作業の重複感が募っている。（いわゆる「評価疲れ」）
- ③ 平成25年に導入された目標管理型評価は、「施策」を網羅的に対象としつつ、標準的なやり方で効率的に評価を実施できることから、各府省が幅広く行っている。しかし、あらかじめ数値目標を定めて施策の進捗管理等を行うことに適した手法ではある反面、無理に目標や指標を設定する事例、通常は目標による進捗管理があまり意味を持たないような共通的な制度運用についてまであえて評価をしている事例なども見られる。目標による管理ゆえに、施策の根本的な見直しに取り組もうとすると、十分な情報を提供しにくいという限界もある。

2 改善の取組のアイデア

政策評価もまた、費用や手間をかけて行われる行政機関の所為である。どのような政策についても、様々な角度からの評価を行い得るが、そのあらゆるものを行うことは現実的ではない。政策の改善等の評価の本来の目的につながる度合いに応じて、一定の優先順位を付けて取り組むべきことは言うまでもない。「はじめに」で述べたとおり、ポストコロナの時代に向けて、行政は、既存の制度を前提とするのではなく、社会環境の変化等を踏まえて、制度そのものを見直すことも必要となっており、重点の置き方や対象とする政策のまとめ方など政策評価の考え方ややり方についても改めるべき点が出てきている。

以下に改善の取組のアイデアを整理する。なお、取組に当たっては、担当職員のマチベーションといった視点も重要である。質の高い政策評価を実施することを通じて、実際に政策が改善され、また、予算編成過程等で活用されることを実感することが、職員のマチベーション向上につながるよう留意すべきである。

(1) 「役に立つ評価」とするために

① 政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直し

「政策評価を政策の立案や改善に活かす」ためには、政策をめぐる一連の過程とその政策についての評価のプロセスが並行して進められるべきものであるとの認識に立って、政策過程の各段階で、必要な評価が重複なく、効率よく行われることが重要である。このためには、政策評価書をまとめる作業と、実務上、政策の企画・立案、実行等の各段階で行われている政策の効果等の把握・分析等の取組との関係を整理しつつ、政策評価の作業プロセスを見直すとともに、各府省の政策の効果等の把握・分析等の取組の質を高めるための支援等を強化する必要がある。その際、評価書の適正な公表との関係についての考え方も整理する必要がある。

実務では、政策の企画・立案、実行等の各段階で、その段階の活動と一体的に、当該政策の効果等の把握・分析等の取組が行われ、その結果を踏まえて、政策の立案や、見直し・改善の検討が行われている（例えば、一定の範囲の所掌事務を網羅するような基本計画や大綱などを策定し、定期的にその取組状況の点検や評価を行う事例などは典型であろう。）。つまり、政策評価の実質のある活動が、現に行われている。

他方、実務で「政策評価」と言う場合、政策を評価して評価書の形にまとめる作業と認識される向きがある。評価書の形にまとめられる内容たる「政

策を評価」する行為が、政策の企画・立案、実行等の段階で行われた効果等の把握・分析等である場合もあるが、それとは別に評価書にまとめ上げるための検討・分析等が行われることもある。必要な場合もあろうが、高じて、政策の企画・立案等とは無関係に「政策評価」が行われているとの報告もあった。

このアイデアは、政策評価が、貴重な労力の無駄遣いにならないようにするとともに、政策改善等への活用を重視した評価プロセスを実現するために、論点を整理し、改善を図ろうとするものである。

② 政策評価的な内容を含んだ分析・検討等の政策評価における活用

実務で行われている政策の効果等の把握・分析の結果の公表を、政策評価についての公表と関連付けたり、政策評価結果の公表と位置付けたりすることの可否、方法について検討する必要がある。

①の裏返しであるが、実務で行われている政策の効果等の把握・分析の結果は、公表されているものが多い。これについて、例えば、政策評価結果の公表との関連付けができれば、情報が活用しやすくなる。さらに進んで、一定の要件のもとに政策評価法の求める政策評価と位置付けることができれば、作業の重複等を防いで合理的であり、政策立案段階における分析等の質の向上にもつながる。

なお、内閣官房が取り組んでいる行政事業レビューやE B P M推進の取組との関係についても、作業の合理化の観点も踏まえ、整理する必要があると考えられる。

③ ユーザーから見て使いやすい評価の枠組みによる評価の促進

特に国民の関心の高い重要政策の評価等については、例えば、その政策ごとに評価を行ったり、その政策名で検索すれば評価の内容が分かるようにしていくことを検討する必要がある。

①及び②の取組、あるいは次の(2)の取組を活用して、ユーザーのニーズに応じて評価に関する情報を提供できるようにしていくことが狙いである。有識者の意見や他の機関による評価等の結果、予算要求の際の説明の必要などを踏まえて、評価の枠組みを設計して政策評価を行うことを促進する。

(2) 「しなやかな評価」とするために

① 施策の特性等に応じた政策評価

目標管理型評価への過度の偏重を改め、各府省が施策の特性や改善の目的等に応じて柔軟に多様なスタイルで評価を行うことができるように、考え方を整理し、明らかにする。この「考え方」には、現時点で、以下のような事柄を盛り込むことが必要と考えられる。

ア 政策評価では、それぞれの施策の特性や改善等の目的に応じて必要で適切な評価が実施されることが重要であり、そのような目的と無関係に、全ての担当する施策分野を網羅して目標管理型評価を行う必要はないこと。

イ 政策評価を行うときは、対象とする政策や施策の性質や、評価を実施する目的等に応じ、最適な評価方法を選択すべきであること。

ウ 個々の政策評価の対象とする政策や施策の捉え方や評価の時期（以下「評価の枠組み」という。）は、評価の本来の目的である政策の改善等に照らし、有用な評価情報をできるだけ得ようとする観点から、柔軟に考えるべきであること。一つの評価の枠組みを有用性について見直すことなく長年にわたって踏襲することは求められていないこと。

これらの考え方については、同時並行してその実践の仕方についても検討する必要がある。例えば、イの「最適な評価方法」について、類型化、選択肢の提示をすること、あるいは「総合評価」の活用方法、既往の評価の枠組みを変更する場合の手順などについてである。今後、各府省の協力を得ながら、検討を進める必要がある。

② 政策評価の重点化等

施策ごとに細かい目標や測定指標が多数設定されている評価書が散見されるが、当該施策の目的との関係で、当初はともかく、現在は意味が乏しくなっていると考えられるものもみられる。これは、必要な評価作業を合理的に行う形に改めていく必要がある。

そのためには、施策、目標及び測定指標が、政策目的に対して意味のある形で設定され、重点化が図られるよう、ロジックモデルの活用等により、高次の政策目標との関係性がより明確になる形で大括りにしてまとめることや、当該府省の任務との関係で施策の進捗状況を的確に表せるものに絞り込むなどの対処方法を検討する必要がある。

(3) 「納得できる評価」とするために

① E B P Mの更なる推進

政策評価において、E B P Mの実践が更に進むように、各府省の評価担当部局の相互連携、情報共有を進める必要がある。

総務省と各府省による共同研究や各府省の評価担当部局との連絡会議などを活用し、ロジックモデルの活用やデータ、ビッグデータの解析等によるエビデンスの獲得・活用など、E B P Mをめぐる諸論点についての研究を深める取組を行っていく。

② 研究者との連携

データ分析や政策評価の研究者等との連携を進める必要がある。

政策評価の実務を担当する者は、残念ながら必ずしもデータ分析等の技術や諸外国の類似政策の評価等の情報に通暁しているとは言い難い。このような点を補って政策評価の質を向上するために、積極的に研究者等と連携して評価を行うことを推奨する。これに関し、行政評価局が委嘱しているアドバイザーは、各府省においても活用できることを明らかにする。

以上の取組のアイデアについては、各府省の協力を得ながら、検討等を深め、実践に移していくことが求められ、審議会としても、今後、必要な審議等を行っていく考えである。あわせて、審議会において各府省担当者との意見交換等を行うとともに、総務省と各府省評価担当者との連絡会議の活性化を図り、現場における運用実態等の的確な把握や、優良な取組事例の共有などに取り組む。

Ⅲ 行政評価局調査の充実

1 これまでの行政評価局調査の取組と課題

行政評価局調査は、個々の具体的な施策の担当行政機関とは異なる立場から、様々な行政上の課題とその解決の方向を探り、関係行政機関や国民に示す機能であり、それによって行政の改善につなげることを目的として行われている。

その調査の対象として、いかなる施策や事業を扱うか（調査テーマ）は、毎年度、総務大臣が定める計画（行政評価等プログラム）の中で決まる。行政評価局は、行政相談に現れた国民の関心や全国の調査ネットワークが集めてきた行政運営に関する情報などから案を作り、また、審議会の意見を求めるなどにより、国民の目線を取り入れる努力をしているとする。そのような取組は、今後も続けられるべきである。現在行っていること以外にも、更に工夫することが望ましく、適切なテーマの調査で、行政の改善につなげるとともに、国民に行政の実情を知ってもらうという考え方が重要である。

しかしながら、調査結果から改善のための大臣の「勧告」という形を導くことを重視するあまり、高い粒度を求めすぎて、調査結果情報の各府省や地域への迅速なフィードバックにつながらず、肝心の改善のアクションまで時間がかかりすぎる例が見られる。また、調査テーマの検討において、勧告可能性を考慮しすぎて、調査のもう一つの役割、即ち政策担当者や国民が知りたい行政運営の実情を明らかにする役割がおろそかになる向きもある。さらに調査・評価の結論において、全国一律であることや現行制度の運用の不徹底に過度に焦点が当てられ、偶発事情や担当者の個別要因による再発可能性の小さな事例であって、個別の迅速な対応で足りるものについても、全国に「周知・徹底を図るべき」とする勧告に結び付けているような例もある。

ポストコロナ時代の要請に応えつつ、行政評価局調査について見られた問題を克服するための取組のアイデアを以下に整理する。

2 改善の取組のアイデア

(1) 「役に立つ評価」とするために

① ユーザーとニーズを重視した調査

ユーザーのニーズという視点をこれまで以上に重視する必要がある。調査は適時に行い、施策の実施状況や国民、社会及び地域が抱える問題や疑問等の情報など、得られた有益な情報を、ニーズのある者へ迅速かつ積極的に提

供することが重要である。また、他の行政機関の要請に応じた研究や調査にも取り組む必要がある。

地方分権や民営化が進んできた現在、行政評価局調査が始まった頃は国の行政機関が自ら行ってきた行政の様々な所為を、地方公共団体や民間の主体が担うようになってきているものも少なくない。このような場合に、国の機関のできることは、それら主体に対する指導や要請が主となるものが出てくる。行政評価局調査に基づく勧告も、適切な指導や要請を求めるものにとどまることが多くなる。

このような現状を虚心坦懐に見るとき、行政評価局調査は、全国の調査のネットワークを活かして、現場の実情を即時に把握、評価できるという強みを活かし、現地における速やかな改善の実現を重視するアプローチを考えるべきである。「具体的な施策の担当行政機関とは異なる立場」から行う調査は、担当者と異なる客観性が特長となるが、それだけでなく、調査に対する理解・協力を、担当府省に限らず多くの調査対象から得るのに有利な点ともなる。権限的な「勧告」にこだわらず、それぞれの主体的な改善をサポートするという取組も発展させていくべきである。

② 中期的な調査主題の設定

中期的（3～5年程度）に調査に取り組む大きな主題を設定して、その主題の下に具体的に取り上げる施策を決め、調査を企画するという手法をもっと実践すべきである。時には、一つの施策について、計画的に数年にわたって地域性や多面性に踏み込んだ調査に取り組むことも考えるべきである。

現在の行政では、様々な分野の施策が、当たり前に関連したり、影響し合ったりする。一つの施策が、多面的に効果を発揮したり、地域の実情に応じて独自に展開することもある。ユーザーに必要なのは、通り一遍の表面的な情報ではない。

「個々の具体的な施策の担当行政機関とは異なる立場」を活かした調査には、担当府省の相違を超えて、施策の対象となる者や実施手段の性格の共通性など別の次元からの比較や評価を可能とする利点がある。これはユーザーサイドから見た政府横断的な課題など、施策の担当府省とは異なる捉え方での課題の提示にもつながる。また、地域性や個別性が高いが、多くの分野の施策の総合であるような計画行政などについては、ある時点で全国横並びの調査をする必要はむしろ乏しく、数年間に分けてでも個別性や地域性に踏み

込んだ情報を得ながら全国の状況を捉える方がユーザーに役立つ情報を得られる場合があると考えられる。

これまでも「行政の少子化への対応」を念頭において、子育て支援や養護などの施策を数年にわたって調査した例があった。当面は、マイナンバー・マイナンバーカードの活用も含めた社会全体のデジタル化が進展する中における「行政のデジタル化」、「行政計画」、「様々な公的活動を担ういわゆる『行政ボランティア』」などを中期的なテーマとして取り上げることも考えるべきである。

③ 長期的な社会経済変化のトレンドの考慮

調査対象とした施策に関して、（同一又は類似の目的の下に行われていた過去の施策群があった場合はそれから通して）30年以上の長期にわたる経緯が追えるときは、その施策（群）をめぐる社会経済、技術、国民の意識などの長期的な変化に焦点を当てた分析にも取り組むべきである。

長い経緯のある施策では、過去から施策の前提や手法などが引き継がれて残っていることがある。施策の変更の際にその変更の直接の原因であったり、目的であったりしたものであれば、見直されているが、それと意識されずに踏襲されてしまうことがあるからである。例えば、様々な施策を住民に広報する際、自治会などの地縁団体に30年前と同じ効果を期待できるだろうか。ポストコロナではどうだろうか。高校進学率が100%に近い現在と70%超程度だった昭和40年とで、10代後半の世代の学校以外の生活その他の活動の場について配慮すべき事柄は異なってくることは容易に想定できる。施策の適用を受ける国民の意識の変化もあるだろう。

評価をする施策の効率は、これらの変化によっても影響を受けるはずである。「はじめに」で述べた「従来の社会環境を前提に構築されてきた仕組みそのものを問い直し、持続可能なものに抜本的に改善していく」必要が生じてきている現在、これらのトレンドについての考慮は評価において不可欠と考えられる。

(2) 「しなやかな評価」とするために

① 全国的な調査を行う評価のプロセスの多様化・迅速化

評価のプロセスを見直し、調査テーマや調査経過から必要と認められるときは、実地調査の結果の地域単位での集計・分析・公表、調査結果の全国集

計結果に簡易な説明を付けた公表などを行うバリエーションを設ける必要がある。また、調査開始から調査結果の集計・公表までは1年以内を原則として、作業の迅速化を図る。

全国的な調査の作業フローは、現在基本的に「テーマ決定→調査設計（ここまで本省）→実地調査（各地の出先機関）→調査結果集計・分析（以下本省）→結果公表・勧告→フォローアップ」までの1本になっている。また、ここで、調査開始から結果公表までを1年程度で完結することを目指しているとされるが、実際は、2年を超えるものも少なくなく、調査結果の活用の可能性を狭めている（各府省による迅速な対応、地域の行政の実情に関する調査結果の現地への機動的な還元などが難しくなる等）。

この現状の改善と地域レベルでの貢献度の向上を狙いとし、作業の加速と調査結果の多様な還元を図る。あわせて、調査の開始時期についても、原則毎年4月、8月、12月の各月とするのが従来の運用であったが、スタッフ配分等条件を整えながら、随時に機動的に開始していくこととする。

② 調査結果の扱いの多様化

調査により、現場の担当者の問題ある扱いや個別具体の問題点が見いだされた場合、担当府省による迅速な対応・改善が必要と考えられるときは、全体の評価報告書がまとまるのを待たずに、当該府省へ通知をする扱いを可能とすることとし、そのための手順等を整理する必要がある。

調査結果については、現状、関係機関に対し何らの改善を求める勧告を中心に、最後に一つの結果報告書にまとめて公表することが通常である。具体的な改善事項がない場合にも、全ての評価結果を最後に一つにまとめて報告し、関係府省に「通知」する扱いとしている。現場における迅速な改善を重視し、新たな調査結果の扱いのバリエーションを提案するものである。

(3) 「納得できる評価」とするために

① E B P Mの更なる推進

行政評価局調査においても、評価結果に基づく改善策の提案や（1）①の取組において、各府省のE B P Mの実践が更に進むように配慮する必要がある。

調査結果に基づき、現行の運用より優れた選択肢が考えられる場合であっても、実際に運用して必ず良い効果が得られる、抱えている課題が解決する

ことなどを事前に確言できない場合も多い。最終的には、「比較データを得るための担当の機関における実験的運用」、あるいは「一定の前提をおいたモデルにより効果を推計する工夫」などを行って、材料を集めて優劣を判断するという取組こそが重要な場合もある。行政評価局調査の結論として、そのようなエビデンスに基礎付けられた検討を各府省が主体的に行うことを促すことも検討すべきである。

② 施策をめぐるデータの重視

調査の際に、対象となる施策や調査事例について、その置かれた環境を含め、データを集めることを重視すべきである。そして、それらのデータは、評価結果の内容や妥当する範囲についての理解に役立つことから、法令等の規範に照らして問題がない限り、公表してユーザーに提供することが重要である。

現在の行政においては、個々の対象の特性に応じたきめ細かな配慮が求められることが多い。評価でも、調査した事例をめぐる事情の影響を考慮に入れる重要性が増している。このことは、評価結果を当てはめることのできる範囲が、事例によって限られてくるということでもある。ゆえに、その置かれた環境を含む対象施策等のデータを集め、提示することにより、事例の特性の把握、他の事例との比較のベースを整える材料を提供することの重要性が増しているのである。

このことは、行政評価局調査において、対象とした施策の前提となっている諸条件の変化のトレンドを考慮に入れることにもつながる。

③ 研究者との連携

データ分析や各種施策の研究者等との連携を進める必要がある。

調査の企画や評価の時点で、様々な形で研究者等の参画や協力を得る取組を行う。これによって、研究者等の知識・経験を調査の中に積極的に取り込み、評価内容の充実を図るべきである。

また、II 2(3)②の取組は、行政評価局調査においても同様に進めるべきである。

おわりに

審議会としては、この提言を受けて、行政評価局が、各府省の協力を得ながら、検討を進め、業務のやり方の改善を実現することを期待する。また、今後の取組については、引き続き関心を持ち、役割を果たしていく。